

第18回 木更津市空家等対策協議会 会議録

1. 開催日時：令和7年10月10日（金）午後1時30分から午後3時まで

2. 開催場所：木更津市役所 駅前庁舎8階 防災室・会議室

3. 出席者氏名：

（協議会委員）寺木 彰浩、高橋 信正、山田 淳一、山村 真哉、齋藤 幸子、齊藤 富士男、
佐藤 修一、渡辺 芳邦、鈴木 和代、伊藤 昌宏、宗政 靖（敬称略）

（事務局）森田都市整備部次長、金子課長、地曳課長補佐、大脇主査、菊池主任主事

4. 議題及び公開非公開の別：

議題1：管理不全空家等について 非公開

議題2：相続財産清算人選任申立ての進捗報告について 非公開

議題3：令和7年度連携事業提案制度による提案募集について 公開

5. 傍聴人の数：0名

6. 会議内容

○市長挨拶

〔事務局〕 本日の協議会は午後3時半ごろの終了を予定しておりますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

本市では、審議会等の会議につきまして、「木更津市 審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、原則、公開とさせていただきます。

このことから、本日の会議の概要について、後日、市のホームページ等において公開いたしますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

また、会議の進行上、個人情報を取り扱う場合がございます。その際には、議長より「非公開」について、委員の皆様にご確認させていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。

事前に配布させていただいた資料については、「次第」、「委員名簿」、「座席表」、「資料3 令和7年度連携事業提案制度による提案募集について」の4点でございます。

そのほか、「資料1 管理不全空家等について」、「資料2 相続財産清算人選任申立ての進捗報告について」の2点がございしますが、それぞれ説明させていただく際に、タブレットに表示いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、今回も「マイクシステム」を導入しておりますので、ご発言の前に、マイク台のボタンを押して、赤色に点灯したのをご確認の上、ご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

木更津市空家等対策協議会運営要領第3条第1項の規定により、協議会の会議は会長が議長となることとなっておりますので、ここからの議事進行は寺木会長をお願いしたいと存じます。

寺木会長、中央の議長席にご移動ください。

引き続き会議の進行をよろしくお願いします。

〔議長（寺木会長）〕

それでは、円滑な議事進行に努めますのでご協力のほどよろしく願いいたします。

なお、本日の会議は、委員定数14名のうち、11名のご出席をいただいております。よって、2分の1以上の委員が出席していることから、木更津市空家等対策協議会運営要領 第3条 第2項の規定により、本会議は成立していることを報告いたします。

また、先ほど事務局からご説明ありましたとおり本日の会議は原則公開ということにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔各委員〕 （異議なし）

〔議長〕

また、非公開の議事についてはその都度諮らせていただきます。

それでは、議事を進める前に、木更津市空家等対策協議会運営要領第五条の規定により、議事録署名人をし、指名させていただきます。

本日の議事録署名人について、山村委員にお願いできますでしょうか。

〔山村委員〕 はい。

〔議長〕

よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めます。

なお、議事（1）「管理不全空家等について」、議事（2）「相続財産清算人選任申立ての進捗報告について」は、それぞれ個人情報が含まれております。

よって、これらの議事については「木更津市審議会等の公開に関する条例第5条第1号」に該当することから、同条の規定により「非公開」とすることといたしますが、よろしいでしょうか。

〔各委員〕 （異議なし）

〔議長〕

異議なしということですので、議題（1）及び（2）については「非公開」といたします。

議題1「管理不全空家等について」、

議題2「相続財産清算人選任申立ての進捗報告について」は非公開のため削除

〔議長〕

それでは、次に進めたいと思います。

なお、以上で非公開の議事は終了いたしました。傍聴人の方もいらしてないため、そのまま進めたいと思います。

議題（3）令和7年度連携事業提案制度による提案募集について、事務局よ

り説明をお願いします。

[事務局] それでは、議題（３）令和７年度連携事業提案制度による提案募集について、ご説明させていただきます。

資料３をお開きください。

１ページ目をご覧ください。

はじめに、本制度が創設された背景などについてご説明します。

本市では、東京湾アクアラインの通行料金引き下げが延長される中、相次ぐ企業の立地やパークベイプロジェクトの進展など民間活力の参入によって、新たな賑わいの創出や地域の活力が向上してまいりました。

ただ、その一方で、全国的に進行する人口減少や少子高齢化、老朽化する社会インフラへの対応、物価高騰による地域経済への対応など、地方自治体は様々な課題に直面しており、本市も例外ではなく同様の課題を有しております。

こうした中、今後は、民間事業者が有するノウハウ・アイデアをさらに活かすことで、市民サービスの向上や地域課題の解決に資するため、企画部局において、「オーガニックなまちづくり」の基本理念に基づき、令和４年度に「連携事業提案制度」が創設されました。

本制度に基づきまして、空家の利活用や空家対応業務の効率化、空家の効果的な予防啓発などを目指し、住宅課において二つのテーマを設定したところでございます。

２ページをご覧ください。

簡単に制度概要をまとめております。

本制度は、すべての行政分野における事務事業を対象として、民間事業者からの優れた事業提案を募集し、地域課題の解決や市民サービスの向上等、効果的な事業の実施につなげていくものです。

実際に事業化する場合には、提案者へのインセンティブとして、また、提案した事業者のノウハウや専門知識、アイデア等の知的財産を保護する観点から随意契約を保証しています。

提案条件としては、大きく２点、市民サービスの向上や行政の生産性向上につながる提案であること、木更津市に新たな財政負担を生じさせない提案であること、としております。

提案類型としては、２種の類型がございます。

一つ目が、今回住宅課でも設定いたしました、テーマ設定型です。

市がアイデアを求めたい事業・分野について提案を募集するもので、今年度は合計で７つのテーマが設定されております。

二つ目が、フリー提案型で、民間事業者の皆様の自由な提案を幅広く募集するもので、民間事業者様の持つノウハウやアイデアがより発揮されることに期待するものです。

ただし、令和７年度におきましては、フリー提案型の募集はせず、テーマ設定型での募集のみとなっております。

3ページをご覧ください。

今年度の募集テーマ一覧となります。

このうち、ナンバー2、3が住宅課の設定したテーマとなっております。

次のスライドでそれぞれ概要を説明いたします。

4ページをご覧ください。

一つ目は「空家の利活用による地域資源化に向けた提案募集」です。

近年、全国的な少子高齢化と都市部への人口集中が進んでいることで、地方自治体における空き家の数はどんどん増えてきておりまして、本市でも市街地・調整区域を問わず空家が増加しているところです。

今後は増加する空家を負の遺産などマイナスのイメージでとらえるのではなく、「地域資源」であるとしてプラスに捉え、利活用を進めるための提案を募集するものです。

二つ目は「空家対応業務の効率化と予防啓発に向けた提案募集」です。

空家の増加に伴い、迷惑空家の苦情対応に係る業務が増大し、限られた職員での対応に大きな負担が生じてきております。

こうした状況の解決を目指し、民間事業者のデータ活用による業務効率化や空家予防の啓発活動を効果的に進めるための提案を募集するものです。

なお、本日時点での進捗としましては、二つ目のテーマに対して1者から申し込みがありまして、10月1日に対話、打ち合わせを実施したところでございます。

5ページをご覧ください。

手続きの流れについて示しております。

流れとしては、対話、提案の受理、提案の審査、詳細協議、事業の実施と、大きく5つのフェーズに分かれております。

対話というのは、いわゆる事業者との打ち合わせ・協議のことであり、まずはここで、申し込みをされた事業者の皆様とアイデアレベルで対話を行います。

約3か月の対話期間を経て、事業が具体化し、提案書が整った場合には、事業者から提案書を受理いたします。

そうして受理した提案書については、市が設置する、市の部長級で構成される選定審査会において、提案の審査を実施します。

ここまで、対話から提案の審査まではオーガニックスティ推進課が主導して実施いたします。

提案が見事採択されましたら、詳細協議に移り、事業を実施するにあたって、より細かい部分について事業者と協議の上、事業化に向けた手続きを進めます。

手続きが完了しましたら、事業内容によって、契約や協定を締結の上、事業を実施するという流れになっております。

なお、提案採択後の詳細協議及び事業の実施については、担当課が主導することとなっております。

6ページをご覧ください。

今年度のスケジュールを整理しております。

8月21日から始まり、11月28日まで、約3か月間、事業者との対話期間としております。

その後、12月5日までに提案書を受け付け、1月下旬までの間に再対話を実施、2月上旬に審査会による審査が行われる予定です。

その後、採択となった提案につきましては、2月下旬から詳細協議を始め、協議が整い次第、順次事業を実施するという流れとなっております。

7ページをご覧ください。

最後に、受付できない提案についてまとめております。

まずは、先ほども申し上げましたとおり、本市に新たな財政負担が生じる提案につきましては、原則受付しないものとしております。

このほかにも、既存の業務委託等について、単に受託者になろうとする提案、市が主体的に改善等を行おうとしている事業等に対する提案、法令等により市が直接すべき事業等に対する提案、災害復旧等緊急実施が必要な事業等に対する提案、市民サービスの向上を伴わない単なる事業廃止や価格引下げ等の提案などは、受付できないものとしております。

今年度は、本制度を活用することで、民間事業者の持つノウハウやアイデアを市の施策に最大限取り入れ、より効果的な空家対策の実現を目指してまいります。

[議長]

ご説明ありがとうございます。ただいま、議題（3）について説明がありました。ご意見、ご質問があればお願いします。

それでは、私から一つだけ、会長としてはですね、この協議会でどういうふうな関りがあるかというところに目が行くわけですね。そうすると、募集テーマのNo. 2とNo. 3が空家に対してということで、もしこれに関する提案が出てきた場合に、例えばこの協議会で意見聴取なりという手続きが入るのか、それとも採択されました、落ちましたとかいう報告だけ聞いていればいいのか、どちらなのでしょう。

[事務局]

ご意見ありがとうございます。

本日の協議会では、新たな試みということで、この提案制度を活用しての事業者からの提案募集ということでしたので、現状を報告させていただきました。

今後、実際に事業者の方から提案があった場合などは、こちらの協議会の方でも報告させていただいて、都度、委員の皆様からご意見をいただき、よりよい事業にブラッシュアップしていくというようにさせていただきたいと考えております。

[議長] わかりました、ありがとうございます。
 他にいかがでしょうか。

特にないようですので、以上で議事についてはすべて終了いたしました。
滞りなく進行することができました。
ご協力いただきありがとうございました。
それでは、進行を事務局にお返しいたします。

[事務局] 寺木会長、ありがとうございました。
 委員の皆様方にも、長時間ご協議いただきまして、誠にありがとうございました。
 これをもちまして、第18回木更津市空家等対策協議会を閉会いたします。
 なお、次回の開催は2月頃を予定しております。詳細につきましては、改めてご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。
 それでは、本日は以上となります。
 ありがとうございました。

第18回木更津市空家等対策協議会の内容について、上記のとおり確認します。

令和7年10月23日

木更津市空家等対策協議会 （署名）

山村真哉